

第5次柴田町総合計画

第1編

序論

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 社会の変化

柴田町では、平成13年度（2001年度）を初年度とする「柴田町新長期総合計画（新しばた21）」に基づき諸施策を展開してきましたが、平成22年度がこの計画の目標年次となります。

この間、人口減少、少子高齢化の進行、環境問題の深刻化、経済の低迷など社会を取り巻く環境は大きく変化しています。日本の人口は、平成17年（2005年）から減少に転じ、長期に人口減少が続く本格的な人口減少社会を迎えました。また、少子化が急速に進行する一方で、高齢化率は上昇を続け、平成37年（2025年）には3割に達すると予測されています。こうした人口構造の変化により、労働力人口の減少による地域活力の低下、医療費などの社会保障費の増大など、今後の社会に様々な影響が懸念されます。

さらに、成熟社会において住民の価値観が多様化する中で、行政に求められるニーズは高度化、多様化していますが、国・地方自治体は共に深刻な財政危機に直面しています。今後は行政の役割の一部を新たな公共的主体が担っていくことや、行政が住民との協働により地域の課題解決に向けた取組をしていくことが必要です。

そうした中、地方分権の受け皿として自治体の規模を拡大する狙いで、国主導で市町村再編を進めた「平成の大合併」により、全国の多くの自治体が市町村合併を行い、様々な行政課題に対応しようとする動きが展開されました。一方、柴田町は平成21年（2009年）4月に柴田町・村田町・大河原町合併協議会を離脱し、自立の道を歩むこととして、住民との協働のもとに、「コンパクトシティ*」の実現を目指しています。

*コンパクトシティ：土地利用の郊外への無秩序な拡大を抑制すると同時に、地域の資源を利活用しながら、歩いて移動できるところに生活に必要な機能を集約した効率的で持続可能な都市又はそれを目指した都市政策。

(2) 策定の趣旨

今後、町が持続的発展を遂げるためには、限られた財源、資源を効率的、効果的に活用できるような自治体経営基盤を確立するとともに、地域の特色が生かせるような政策を立案し、総合的かつ体系的に構築して展開することが求められています。

このため、社会の潮流や行政を取り巻く状況の変化、町の地域特性などを踏まえつつ、町の目指すべき将来の姿を明確に示し、新たな町政運営の指針となる「第5次柴田町総合計画」を策定します。

2 計画の構成と期間

第5次柴田町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、その内容と計画期間は次のとおりです。

○ 基本構想

総合的で計画的な行政運営を図るため、町が目指す将来の都市像を定め、その実現に向けた基本方向などを示すもので、計画期間は8年間とします。

【計画期間】

平成23年度（2011年度）～平成30年度（2018年度）

○ 基本計画

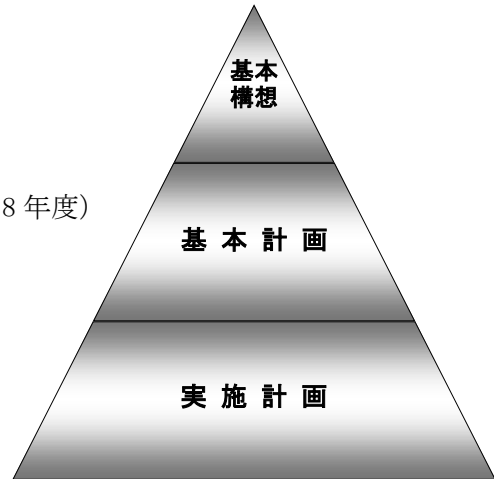
基本構想を実現するため、各分野で取り組むべき基本的な施策を体系的に示すものです。社会経済情勢の変化に対応するため、計画期間は、前期と後期に区分し、それぞれ4年間とします。

【計画期間】

- ・前期基本計画：平成23年度（2011年度）～平成26年度（2014年度）
- ・後期基本計画：平成27年度（2015年度）～平成30年度（2018年度）

○ 実施計画

基本計画で定めた基本的な施策をどのように実施していくかを具体的に示すもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。計画期間は4年間とし、毎年度見直し（ローリング方式）を行います。



区 分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
基本構想	基本構想（8年間）							
基本計画	前期基本計画（4年間）				後期基本計画（4年間）			
実施計画	実施計画（4年間）							
		実施計画（4年間）						
			実施計画（4年間）					
				実施計画（4年間）				
				※後期基本計画に係る実施計画についても前期基本計画と同様にローリング方式で毎年度策定します。				

第2章 計画策定の基本姿勢

総合計画の策定に当たっては、美しく質の高いコンパクトシティ*の実現を目指し、あらゆる施策に創造と交流の視点を取り入れ、参加と協働の実践によるまちづくりを基本としています。

1 コンパクトシティ*の創造

これまで柴田町では、仙台都市圏の広がりの中で、人口増加や産業振興に対応するため、宅地開発等を進めて発展してきましたが、少子高齢化や本格的に人口が減少する社会を迎え、環境問題にも対応した持続的発展が可能なまちづくりをしていくことが課題となっています。今後のまちづくりでは、市街地の無秩序な拡大を抑制し、既存の都市基盤を生かしながら、生活機能が高度に集積した拠点性の高い都市形成が求められています。このため、柴田町のまちづくりは、コンパクトシティ*の考え方を基本とします。

柴田町が目指すコンパクトシティ*は、市街地においては、「船岡駅周辺」、「槻木駅周辺」、「北船岡周辺」、「船岡新栄周辺」を4つの拠点とし、近接した農村地区とネットワークの強化連携を図る中で、地域や経済などのにぎわいを創出するというものです。一方、農村地区においては、生活・産業等の現水準を維持しつつ、自然環境を保全し未来へ引き継ぐとともに、地域資源を生かした交流を進めていく中で、豊かな地域づくりを行います。

さらに、自然と共生したコンパクトシティ*の形成を目指して美しい都市づくりを推進しながら、町内外との様々な交流・連携を促進し、町を元気にするとともに、生活の安全・安心の確保や地域循環型経済を通じて都市生活の充実を図ります。

2 参加と協働のまちづくり

人口減少や少子高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化していく中で、多様化する住民ニーズに行政だけで対応していくことはますます困難になってきています。今後は、町政への住民参加を促進するとともに、住民と行政とのパートナーシップを構築し、住民との協働によりまちづくりを進めていくことが課題となっています。

柴田町では、平成22年(2010年)4月に「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」を施行し、まちづくりは情報共有に支えられ、参加と協働により進めることを基本とし、まちづくりの主役は住民であることを宣言し、さらに、担い手は住民、地域コミュニティ、住民活動団体、事業者、議会及び行政機関と位置付けました。

今後、みんなの力でコンパクトシティ*を実現する上でも、参加と協働のまちづくりを基本に、地域の主体性や自立性を尊重した取組を促進します。また、協働のまちづくりを実践していくリーダー等の人材育成にも努めていきます。

第5次柴田町総合計画

第2編

基本構想

第1章 柴田町の将来像

1 まちづくりの基本理念

住民が主体となった、「参加と協働」、「情報の共有」によるまちづくりを基軸に、未来に向かって持続的な発展が可能になるようにとの願いを込めて制定した「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」のまちづくりの基本理念を、基本構想におけるまちづくりの基本理念とします。

【まちづくりの基本理念】

- (1) 住民が安全に、安心して暮らせるまちづくり
- (2) 住民の一人一人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が活かされるまちづくり
- (3) 先人が築いてきた文化、伝統等を大切に、地域の個性を生かしたまちづくり
- (4) 多様な団体及び個人が交流し、又は連携し、住民がお互いに助け合う思いやりのあるまちづくり
- (5) 住民であることの誇り及びまちの良さを子どもたちに引き継ぐまちづくり

2 まちの将来像

みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち

まちづくりの主役は住民一人一人であり、みんなの熱意と行動力が新たなまちの魅力や活力の原動力となります。私たちが暮らしていく地域を快適で住み良いまちにしていけるためには、人と人がふれあい、お互いの夢を尊重し、知恵や元気を出し合うことが大切です。そうした一人一人の結びつきを強くした絆きずなによって笑顔が輝く元気なまちを育て、多くの人が「住んでよかった」、「来てよかった」、「これからも住みたい」と実感できるようなまちを目指します。

このような思いと期待を込めて、8年後のまちの将来像を「みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち」とします。

3 将来像実現のための基本目標

まちの将来像「みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち」を実現するために、5つの政策基本目標を定めます。

基本目標 1 美しい都市空間の整備 一歩いて楽しい魅力的なまち一

少子高齢化や人口が減少していく時代には、コンパクトで効率的な都市づくりが求められています。今後、コンパクトシティ*の4つの拠点を中心に都市機能を充実し、快適な生活空間の整備を図るとともに、4つの拠点と農村地区が連携・交流する都市づくりを目指します。そのための基盤として、円滑につながる道路網などの整備や高齢者など交通弱者の生活の足の確保を図ります。

また、人と人のふれあいや新たな出会いをつくるために、歩きたくなる美しい街並みややすらぎのある公園等を整備し、花と緑が織り成す魅力あふれる景観づくりに努めます。農村地区では、町の宝である豊かな自然環境を守り、里山の景観の再生に努めながら、人と自然、街なかと農村地区との共生に努めます。

基本目標 2 教育・文化・交流都市の創造 一人一人が輝くにぎわいのあるまち一

コンパクトシティ*を元気でにぎわいあふれる町にするために、魅力ある教育や学習機会の提供、文化やスポーツ等の楽しみにふれられる機会を数多く作り出しながら、一人一人が能力を発揮し、生きがいを持って心豊かに生活できる場をつくり出します。

また、新たな祭りや多彩なイベントを行いながら、新しい文化、情報やビジネスを生み出し、町に文化の多様性と活気をもたらしていきます。

さらに、自然体験学習や生涯学習を通じて、健全な青少年の育成や多彩な人材を育てるとともに、歴史、文化や人材等を掘り起こし、タウンセールス*を通じた情報発信力を高める中で集客力と交流の輪の拡大に努め、町内外を巻き込んだにぎわいのある創造的なまちづくりを進めます。

*タウンセールス：自らの地域の魅力や個性を他の地域の人や企業に売り込み、イメージや知名度を高めることにより、「住んでみたい」、「行ってみたい」、「これからも住みたい」と思われるまちづくりを目指す政策。

基本目標 3 安心ネット・地域防災の整備 一安全で安心して暮らせるまち一

コンパクトシティ*が持続的に発展していくためにも安全で安心な暮らしを確保していく必要があります。いつ発生するか分からない地震などの自然災害、火災や事件・事故に備えるために、自ら安全対策を講じた上で、地域社会の助け合い、さらに、行政と一体となった防災力や安全力を柴田町地域防災計画や柴田町犯罪のない安全・安心なまち推進条例により構築していきます。

また、高齢者、子どもたち、障害者の方々など、誰もが等しく安心して生きられる社会づくりを推進するとともに、仙台大学や行政区と連携した地域まるごと健康づくり、みやぎ県南中核病院における救命・救急体制の整備、子育て不安を解消するための子育て支援サービスの充実や子どもの成長をみんなで見守る体制づくりに努めます。

さらに、公共施設が安全で安心して使えるように計画的な整備・改修に努めます。

基本目標 4 地域循環型経済の推進 —多彩な産業が連携する元気なまち—

コンパクトシティ*の原動力となるのが、内発的な地域循環型経済の確立です。企業立地優遇制度を活用して企業の誘致に努めるとともに、既存立地企業の経営力・技術力・人材力を生かした経営革新への支援を通じて地域産業の活性化に努めます。

また、農商工連携の下に新たな特産品の開発や商品のブランド化を図るとともに、地域が一体となって自然や文化、食材、歴史などの資源に磨きをかけ、国内外からの集客を図る観光まちづくりを進めます。今後とも商工会、観光物産協会、みやぎ仙南農業協同組合、工場等連絡協議会等と連携し、新たな産業興しや社会事業のビジネス化などによるビジネスチャンスの拡大を通じて、多彩な産業の集積と雇用の確保に努めます。

基本目標 5 住民参加と自治活動の実践 —みんなが参加し活躍するまち—

「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」の基本理念の下に、住民一人一人がまちづくりを担う意識を持ちながら、多様なまちづくりに関わる仕組みづくりと人と人が支え合い、助け合いながら地域を共につくるコミュニティ活動を原動力に、「みんなが参加し活躍する自立したまち」を目指します。

その実現のために、参加と協働によるまちづくりや地域コミュニティ活動の更なる進化を担う人材の育成を図るとともに、男女がお互いの人権を尊重しながら協力し、支え合える男女共同参画社会を築いていきます。地方分権時代に対応した自立できる財政基盤の確立を図るための行政経営改革の徹底や、情報の共有化と情報化の推進に努めるとともに、広域行政への取組も強化します。

第2章 施策の大綱

1 計画の体系

この計画の体系を次のとおり構成し、総合的、計画的な施策展開を図ります。



2 施策の大綱

基本目標 1 美しい都市空間の整備 一歩いて楽しい魅力的なまち

(1) 快適な生活空間の整備

便利で快適な町、住んで良かったといえる町にするためには、道路や上下水道、住宅等の都市基盤を計画的に整備していくことが必要です。

道路については、市街地の形成や人・物の移動空間、人と人とのふれあいの場、新たな交流、連携を生む基盤となることから、安全で安心な歩道・車道の幅員の確保、コンパクトシティ*の4つの拠点と農村地区との連携やネットワーク強化のための道路整備を着実に進めます。また、町の顔としてシンボリックな道路となるように、道路と一体となった景観づくりや遠景を楽しめる施設の整備を行います。

上水道については、今後も安全で安定した水の供給ができるように、老朽施設の計画的な更新や耐震性の向上、経営の合理化に努めます。

下水道については、公共下水道の計画的な整備と老朽施設の更新及び耐震化を図ります。

(2) 歩きたくなる街並みの形成

自動車ではなく人が主役となり、ゆったりと楽しみながら歩くことができるようにすることや高齢者や障害者にとっても暮らしやすい都市空間の整備が必要です。

町全体が花や緑で覆われた美しい街並みや魅力的な景観を創出するため、人の心を癒やしてくれる柴田町らしい新たな景観づくりとともに、人と人とのコミュニケーションの場や子どもたちが楽しく遊べる場としての公園を整備します。さらに、安心して移動できる歩行空間づくりやくつろげるスペースの確保、ベンチや分かりやすい案内板の設置によって、子どもから高齢者まで歩いて外出することが楽しいと思える街並みを整備します。

(3) 環境保全の推進

これまでは、地球資源に依存して大量生産・大量消費・大量廃棄型社会を形成し、豊かな生活を営んできました。その結果、温室効果ガスの増加による地球温暖化などに象徴される地球規模での環境問題が深刻化しています。これまでの消費型の生活様式や社会経済活動の在り方を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けた取組を推進し、限りある資源の再利用、廃棄物の減量化・再資源化、省エネルギーの推進、新エネルギーの導入などに積極的に取り組みます。

また、町には美しく豊かな自然環境があります。この自然を次の世代へ引き継いでいくため、水質保全や多種多様な生態系の維持、公害の未然防止の推進を図り、地域の自然環境の保全に努めます。

さらに、これからは次世代を担う子どもたちへの環境教育が重要になります。学校や生涯学習センターとの連携を密にし、学習の機会を設け環境学習の充実を図ります。

(4) 農村空間の保全と里山景観の再生

美しいコンパクトシティ*をつくるためには、市街地周辺部の農村空間や自然環境との共生を図ることが重要になります。農林業によって作り上げられた美しい田園風景や里山等の自然景観を保全し、再生するとともに、都市住民との参加と交流・連携の下に、農村や里山で培われた固有の歴史や文化、風習などを継承し、発展させていきます。

そのためにも、その基盤となる農林業の振興を図るとともに、農地や水路や里山、山林の良好な管理に努め、田園自然再生活動を積極的に展開し、農村地域の活性化に努めながら、エコ・ツーリズム*や農業体験学習の場としての農村空間や里山を整備します。

*エコ・ツーリズム：環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮したツーリズム（旅行、レクリエーション）のこと。

(5) 新交通システムの導入

高齢化や核家族化が進んでいくと、自動車を運転できない人が増え、家族による送迎機会が減少することから、今後は、日常生活における移動の際の足の確保が重要になります。高齢者、障害者や子どもたちといった交通弱者の方々が安心して外出でき、いつまでも便利な暮らしや生きがいをもって生活できる交通環境を整えるために、低料金で利便性の高い新たな交通システムを導入します。

交通弱者の方々の外出頻度を高め、人と人とのつながりや商店街における交流を深め、誰もが住みやすい、にぎわいのあるまちづくりを推進します。

基本目標2 教育・文化・交流都市の創造 ―一人一人が輝くにぎわいのあるまち―

(1) 学び合う教育環境の充実

幼児教育では、幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから、幼稚園施設や設備の充実、多様なニーズに対応した幼児教育システムの充実を図り、子どもの豊かな感性を養うとともに、学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を育む環境づくりを進めます。

また、政府の子ども・子育て新システム検討会議から、幼稚園と保育所については、幼児教育と保育も行う「こども園（仮称）」に統合していく方針が打ち出されたことから、「こども園（仮称）」の調査・研究を行います。

学校教育は、子どもたちがそれぞれの成長段階に応じて、知識、教養、社会性を習得し、自立性、協調性などを培い、心豊かな人間性を形成する上で重要な役割を担っています。このため、学力の向上と豊かな心の育成を目指した学習環境の整備や質の高い教育の提供に努めるとともに、地域に開かれた信頼される学校づくりに向けた学校・家庭・地域の連携強化に努めます。また、安全で安心な学校の施設・設備など、教育環境整備を計画的に進めます。

(2) 自然体験学習の推進

子どもの健全な成長や競争社会を生きる暮らしの中での安らぎの場として、豊かな自然やふるさとの田園風景は欠くことができません。子どもから大人までを対象とした自然体験や農作業体験の活動などを通じて、生き物の多様性や生態系の大切さを学びながら、豊かな感性や人間性を育てる自然体験学習の機会を設けます。

また、農家を始め、多くの関係団体やボランティアとの新たなネットワークの構築に努め、地区内外との交流を活発化することで地域の活性化を図ります。

(3) 青少年の健全育成

核家族化、少子化、情報化など、青少年を取り巻く環境が日々変化していく中で、日本の未来を担う青少年を心身ともに健全に育成していくことは、ますます重要視されています。

このため、家庭、地域、行政が一体となった異世代・異年齢交流、様々なふれあい体験活動、ボランティア活動の推進や青少年を取り巻く環境の浄化等を進め、夢と希望と志を持ち、また、ふるさとに誇りと愛着を持つ青少年の育成に努めます。

(4) 生涯学習・スポーツ・文化活動の推進

住民の学ぶ意欲に応えるとともに、生きがいの創出や自己実現が図られるように、質の高い学習内容の提供や気軽に学べる機会づくりを進めます。また、学びの場となる各生涯学習施設の充実や本格的な図書館建設を目指すとともに、多分野にわたる人材の育成、生涯学習支援ネットワークの構築など、生涯学習の推進体制の強化により、生涯学習活動の拡大を図ります。

さらに、住民の健康な体づくりと健全な精神を増進するために、仙台大学との連携を図りながら、スポーツ活動に自主的、積極的に取り組める生涯スポーツ事業の推進に努めます。そのために、体育施設の維持やパークゴルフ場の整備を目指すとともに、指導者の育成と活用を図るための体制を整備し、手軽に楽しく継続的にスポーツ活動ができる基盤づくりに努めます。

文化面では、長い歴史と住民の創造力、創作力によって育てられてきた豊かな生活文化や伝統文化を守るとともに、新たな芸術・文化を創造し、郷土への誇りと愛着を育む環境づくりに努めます。また、地域の歴史や伝統を体現する文化財の保護及び継承に努めるとともに、文化資料の展示や学習の場の充実などにより、歴史的な資源への理解とその活用を図ります。

(5) 地域間交流・国際交流の推進

異なる地域の交流は、町に刺激と活気をもたらします。今後さらに、姉妹都市や歴史友好都市との交流を基軸とし、地域特性や地域資源を活用した様々な分野における交流活動を推進するとともに、新たな交流の機会づくりに努めます。

また、豊かな国際感覚を身に着けた人材の育成や、外国人観光客に対応した分かりやすい情報の提供や外国人が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

(6) タウンセールス*の推進

人口減少に伴い町の定住人口も減少し、地域経済や地域力がますます弱まる中で、地域を再活性化するためには、観光も含めた様々な目的で町を訪れる交流人口を増やしていく取組、いわゆる、タウンセールス*が必要です。町の魅力づくりになお一層の磨きをかけるとともに、地域ブランド戦略「花のまち柴田」による知名度アップを図り、住民のおもてなしの心を育て、町内外に柴田町の魅力を効果的に発信します。

基本目標3 安心ネット・地域防災の整備 —安全で安心して暮らせるまち—

(1) 健康づくりの推進

高齢社会の進展により、住民一人一人の健康に対する意識は、今後ますます高まることが考えられます。そのため、住民の誰もが元気で健康に暮らしていけるように、関係機関と連携を図りながら、食育の推進、各種検診の充実、健康相談や健康教育、生活習慣病予防や介護予防などライフステージ*に応じた健康づくりを推進します。また、地域における健康づくりの支援を行います。

国民健康保険については、医療費負担が増加し、厳しい運営状況ですが、医療費適正化などにより安定的な運営に努めます。

*ライフステージ：人間の一生を幼年期、少年期、壮年期などに段階区分したものの。

(2) 地域医療・救急体制の整備

みやぎ県南中核病院を核として、町内の医療機関との相互連携を強化するとともに、それぞれの機能や役割を分担する地域医療体制の拡充を図ります。

みやぎ県南中核病院では、病院改革プランや地域医療再生計画により、施設整備の充実を図り、なお一層、仙南の拠点病院としての役割が果たせるよう機能の充実に努めます。

また、増大する救急需要に対処するため、関係機関と連携し、三次救急医療を担う体制整備を図るとともに、応急手当の普及啓発に努めるなど、救急体制の充実に努めます。

(3) 誰もが安心して暮らせる福祉の推進

地域福祉では、高齢者や障害のある人などで、福祉支援を必要とする人が増加する中、誰もが、いつまでも住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていけるように、隣近所での声掛けや見守りなどの地域住民によるボランティア活動の推進、災害時や緊急時の要援護者に対する支援など、地域ぐるみで支え合う体制の整備に努めます。また、地域に密着した多様な福祉のニーズを社会福祉協議会と連携して提供します。

高齢者福祉では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるように、保健・医療・福祉の連携の下、地域包括ケア体制を支える小規模多機能型居宅介護施設の整備を推進しながら、介護保険制度と高齢者福祉サービスの充実を図ります。また、高齢者が社会から孤立した生活とならないよう、生きがいや社会参加の機会づくりを

推進します。

障害者福祉では、障害者が地域で自立し、地域住民の一員として生活し、活動できるよう支援するとともに、地域住民の理解と交流を進めながら、心のバリアフリー*に努めます。また、日常的な相談や活動の場の充実、住まいや就労の支援など、自らの選択による自立した生活を支援する体制の整備や在宅福祉サービスの充実にも努めます。

*バリアフリー：高齢者や障害者などが社会生活をしていく上で障害（バリア）となるものを除去（フリー）すること。ハード面の整備とともに、社会制度や精神面などにおいても障壁、差別を取り払うこと。

(4) 子育て・子育て支援の充実

少子化や核家族化に伴い地域における子育て意識の希薄化が進む中、子どもを安心して産み育てられる環境づくりや次世代を担う子どもが心豊かに育っていくことができる仕組みづくりが必要です。出産や子育てへの不安や負担の軽減、大規模改修による快適な保育施設の整備、子育て中の親子の相談や情報取得など集える場の充実、多様化する保育サービスの充実など、地域ぐるみで子育て・子育て支援する体制の整備を図ります。

また、現在、国において制度創設を目指している幼稚園と保育所を統合した「こども園（仮称）」の動向も見極めながら、子育てが喜びであり、楽しみであることが実感できるまちづくりに努めます。

(5) 地域防災力の向上

防災対策では、災害の発生に備えて、住民自らの防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成強化に努め、地域でお互いに助け合う体制づくりを推進します。また、災害発生時の避難生活のための資機材等の整備に努めるとともに、関係機関との連携を図り、防災対策の推進に努めます。

消防体制では、消防力の強化を図るため、消防団員の確保や消防設備の整備に努めるとともに、住民の防火意識の高揚と火災予防の徹底など、火災の未然防止を図り、体制の充実に努めます。

雨水・排水対策では、里山の保水機能の低下などによる自然災害の発生を防止するための治山・治水事業を促進するとともに、異常気象等の集中豪雨による市街地の浸水被害を最小限にとどめるため、雨水排水事業を実施します。また、洪水危険箇所を把握し、住民への周知に努める一方で、国・県等関係機関と連携した対策の推進を図ります。

(6) 交通安全・防犯対策の推進

交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けて、住民一人一人が交通安全や防犯に対する高い意識を持つことができるよう、関係機関との連携を図り、家庭・地域・職場・学校での交通安全活動や防犯対策を推進します。また、安全な道路交通環境の整備や地域防犯体制の充実に努めます。

消費者対策では、消費生活の安定と向上を図るため、消費生活相談体制の充実に努めると

ともに、多様化、複雑化する消費生活に対応できる自立した消費者を目指し、情報の提供、学習機会の充実に努めます。

(7) 公共施設の整備

公共施設は地域活動だけでなく防災の拠点にもなる重要な施設であり、適切な維持管理と機能の充実が求められています。

このため、公共施設の耐震性の向上に努めるとともに、施設の長寿命化に取り組み、効率的で円滑な施設の更新を行い、安心して活動できる施設の確保に努めます。また、計画的な施設整備や大規模改修等により機能の充実に図ります。

基本目標 4 地域循環型経済の推進 —多彩な産業が連携する元気なまち—

(1) 観光まちづくりの推進

観光は、これまでの見る観光から一歩進んで、自然の中での心身のリフレッシュ、ものづくりや体験学習など、目的を持った観光へと大きな変化が見られます。今後の観光まちづくりを推進するに当たっては、そうした観光ニーズの変化を的確に捉え、新しい切り口による新たな観光戦略を展開します。

船岡城址公園と太陽の村を中心に、桜、歴史、文化、豊かな自然に更に磨きをかけて観光地としての集客力を高めるとともに、土産品の開発やおいしい郷土料理でのおもてなしを通して訪れてみたい、また来たいと思われる観光まちづくりを推進します。

(2) 農商工連携によるものづくり

グローバル経済が拡大し、競争が激化する中で、地域経済が持続的に発展していくためには、企業誘致などによる地域経済の活性化に加えて、農林業、商業、地元中小企業の連携強化による地域産業の育成、活性化が重要です。元気をなくしている農業や商業の新たな活路を開拓する上でも、地元産の農作物を有効に活用した地域ならではの特産品の開発や販路開拓、顧客の開拓、新たなサービスの提供を農商工の連携の下に地域を挙げて取り組みます。

新たな農産加工品開発への支援、産直活動やインターネットによる販路開拓の支援を行い、さらに、食品加工業者や観光物産協会と協力・提携した中で、新たなものづくりによる小さなビジネスモデルを数多くつくります。

(3) 地域産業の活性化

農業の振興では、農業の維持、農地の持つ多面的機能の保全及び農地の活用に向け、集落の将来あるべき姿を見据えた担い手の育成・確保を図るとともに、農産物の生産性の向上や高品質化の推進、食の安全・安心と環境に配慮した農業の推進、地産地消の推進に努めます。林業は、計画的な森林づくりと里山の持つ豊かさの活用に努めます。

商業の振興では、消費者ニーズを的確に把握し、それに対応する商品・サービスの提供はもとより、地域の特性を生かしたにぎわいを創出するなど、個性と魅力ある商店街の形

成に努めます。

また、都市近郊の立地条件を生かした新たな企業の誘致活動を展開するとともに、ものづくりへの支援、産官学の連携による新製品の開発や新ビジネスの創出などを通じ、活力に満ちた工業の振興を推進します。

(4) 労働・雇用対策の充実

安定的な雇用の創出を図るために、関係機関と連携し、求人情報の収集、提供や相談体制の充実に努めます。

また、勤労者が安心して就労することができる環境づくりを促進します。

(5) 社会事業のビジネス化

地域が抱えている諸問題に光を当て、その課題を新たなビジネスを通じて解決していくコミュニティビジネス*は、新たな雇用の創出と生きがいを生み出し、地域の活性化にも寄与するものとして期待されています。

しかし、まだ十分に理解されていないため、社会事業への関心を高めるとともに、人材教育や事業への支援を通じて、コミュニティビジネス*創出のための環境づくりに努め、NPO*などの活動団体と連携して、新たな地域づくりとしての社会事業のビジネス化を図ります。

*コミュニティビジネス：住民が主体となって地域が抱える課題を仕事という手法により解決し、地域のつながりを再生し、活動の利益を地域に還元する事業の総称。

*NPO：Non Profit Organization の略語で、継続的に民間非営利活動（営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動）を行う団体。

基本目標 5 住民参加と自治活動の実践 —みんなが参加し活躍するまち—

(1) 参加と協働の推進

柴田町が住民主体による魅力ある町として更に発展していくためには、住民それぞれの経験や知識をまちづくりに生かし、住民と行政が協力しながら課題解決に取り組むことが必要です。このため、「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」の啓蒙を図り、この条例にうたわれた精神が、行政や住民の行動の中に浸透するように努めます。

また、まちづくり推進センターを起点にまちづくりに関する情報の共有化を図り、多様な参加の機会を確保し、住民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

(2) 地域コミュニティ活動の推進

地域コミュニティ活動は、地域住民の自治意識や住民相互の連帯意識の高揚を図る上で大変重要な活動であり、地域づくりや住民自治の基礎となるものです。

住民の主体的な地域コミュニティ活動を生き生きとしたものにしていくために、地域リーダーの育成などに努めるとともに、地域の将来像や地域計画づくりなどの活動を支援し

ます。

(3) 男女共同参画社会と人権啓発の推進

職場や地域など、あらゆる分野に男性も女性も一人一人がその個性や能力を十分に生かし、男女が共同して社会形成に関わっていくことは重要なことです。今後さらに、男性も女性も対等な社会の構成員としてあらゆる分野に参画でき、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、第3次男女共同参画プランの推進を図ります。

また、人権が尊重されるまちづくりを進めていくために、人権擁護意識の啓発と人権相談の充実に努め、一人一人が輝く心豊かな生き生きとした地域社会を構築していきます。

(4) 行政経営改革の推進

人口減少、少子高齢化、景気低迷の中、今後は自主財源である税金などの大きな伸びは期待できないものと推測されます。一方では、多様な住民ニーズへの対応などが求められており、町の財政運営はますます厳しくなると予想されます。

このため、行政経営改革の更なる推進に努め、また、産業戦略や都市戦略を進める中で、自主財源の確保に取り組み、限られた財源を効率よく配分して事業の適正な執行に努めます。

(5) 情報の共有と情報化の推進

住民と行政がまちづくりの情報を共有していくことは、参加と協働のまちづくりを推進する上で、最も重要な課題です。また、地域や町の情報化についても、急速に進展している情報化社会に乗り遅れないためにもその対応を急がなければなりません。

このため、町のホームページや広報紙の充実を図るとともに、住民の提言、意見や要望を的確に反映するため広聴活動に努めます。また、地域情報化や行政情報化の高度化に努め、迅速で的確な情報提供とICT*を活用した地域の活性化を図ります。

情報通信基盤については、情報化社会の進展に伴い、ますます地域格差が生じていることから、国や民間企業との連携を図りながら、地域格差が広がらないように取り組みます。

*ICT：Information and Communication Technologyの略語で、情報・通信に関する技術の総称。ITに加えて、それを使ったコミュニケーションを強調し、ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現。

(6) 広域行政の推進

住民ニーズの多様化、高度化により、広域的な視点に立った専門性の高いまちづくりが必要になります。このため、仙南地域の各市町との間での消防、環境衛生、文化などにおける広域行政を更に推進させるとともに、観光や産業振興、地域医療といった新たな分野での連携と交流に努め、行政経営の効率化と相互発展を図ります。

第3章 将来人口と土地利用の構想

1 将来人口

町の人口は増加傾向で推移してきましたが、平成16年（2004年）10月末の39,702人（住民基本台帳登録者に外国人登録者を加えた数）をピークにゆるやかな減少傾向にあります。

平成17年（2005年）から平成21年（2009年）の町の住民基本台帳人口に外国人登録者を加えた数値を用いて人口推計を行うと、基本構想の目標年次である平成30年（2018年）には、町の人口は36,580人になると推計されます。さらに、人口減少とともに、高齢化の進展が予測されます。

今後は、健康・福祉・医療サービスの充実、生活の利便性の向上、美しい環境の創造、地域産業の活性化や「花のまち柴田」のブランド化による交流の促進など、魅力あるまちづくりとタウンセールス*を通じて交流人口の増加を図り、人口の維持、そして増加につなげることにします。このため、第5次柴田町総合計画の目標年次である平成30年（2018年）の将来人口を37,000人と想定します。

平成30年（2018年）の将来人口（想定） 37,000人

柴田町の将来人口及び世帯数（推計値）

区 分	平成21年 (2009年)	平成26年 (2014年)	平成30年 (2018年)
総人口	38,875人 (100%)	37,750人 (100%)	36,580人 (100%)
年少人口 (14歳以下)	5,116人 (13.2%)	4,730人 (12.5%)	4,170人 (11.4%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	25,462人 (65.5%)	23,380人 (61.9%)	21,710人 (59.3%)
老年人口 (65歳以上)	8,297人 (21.3%)	9,640人 (25.5%)	10,700人 (29.3%)
世帯数	14,572世帯	15,030世帯	15,300世帯
一世帯当たり人数	2.67人/世帯	2.51人/世帯	2.39人/世帯

注) 平成21年は住民基本台帳・外国人登録による実績値
平成26年及び平成30年は同推計値（コーホート法*）

*コーホート法：特定期間に出生した人口を同時に出生した集団とみなして「コーホート」といい、コーホートを用いて、将来の人口予測を計算する方法。

2 土地利用の構想

都市が縮小する時代を迎え、都市機能がコンパクトに集約された市街地を形成するには、計画的で適正な土地利用が欠かせません。まちの将来像「みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち」を実現するためには、豊かな自然や歴史、文化、地形的な条件や交通環境など、町の特性を考慮した上で、長期的な視野に立った土地利用を進める必要があります。

自然環境との調和を図りながら、健康で文化的な都市環境を創造し、また、地域産業の振興が図られるように、計画的な土地利用と地域特性を生かした土地利用を推進し、将来にわたる持続的な発展を目指します。このため、無秩序な市街地の拡大を抑制し、歩いて暮らせる市街地の形成に向けて、コンパクトシティ*の4つの拠点である「船岡駅周辺」、「槻木駅周辺」、「北船岡周辺」、「船岡新栄周辺」への都市機能の集約化を高めるとともに、他の地域とのネットワークの強化を図ります。

町の区域を、おおむね次のようなゾーンに区分します。

(1) 居住ゾーン

住宅地については、今後の人口、世帯数及び都市化の進展などの動向を踏まえながら、道路や生活・文化・健康・福祉などの機能が充実した秩序ある市街地の形成に向けて、計画的な居住環境の整備に努めます。

(2) 工業・流通ゾーン

工業地域については、住宅地との混在を避けながら、槻木北部丘陵地をオーダーメイド*による工場立地用地として想定するとともに、敷地内緑化の促進等、環境整備、公害防止に配慮した整備を図ります。また、民間が所有する未利用地に新たな工業立地が促進できるよう、立地環境条件の整備に努めます。

*オーダーメイド：企業が必要とする条件の工場用地に合わせて整備をすること。受注や注文によって用地を準備すること。

(3) 自然共生ゾーン

船岡城址公園、白石川、太陽の村、阿武隈川、そして槻木の農村地区につながるエリアは、美しい景観や農村風景が維持され、住民の憩いと安らぎの場を提供しています。こうした身近な自然環境のつながりを緑のネットワークとし、人と自然が共生するエリアとして整備に努めます。

(4) 田園居住ゾーン

自然環境の豊かな地域でゆとりある生活を営みたいという田園居住に対するニーズが高まっています。槻木北部の田園居住地域については、便利な生活ができるよう道路や情報基盤の整備を図るとともに、田舎暮らしが満喫できるような環境整備に努めます。

(5) 農業ゾーン

槻木耕土を基軸に、農地は、食料供給のための大切な生産の場であるとともに、生物の多様性や保水機能の確保などの公益的機能も有しています。農地の集積と農地の活用により、生産性の向上、生産コストの低減や耕作放棄地の利活用を図り、農業の持続的な発展に努めるとともに、田、水路、水辺、ため池などの農村環境を保全、活用し、環境創造型農業の推進に努めます。

(6) 森林ゾーン

森林は、水資源のかん養、災害の防止や環境保全などの公益的機能を有しています。森林管理の充実を図り、豊かな森林づくりに努めます。

土地利用構想図

